

神戸市空家空地対策の推進に関する条例過料処分基準

令和6年7月10日決定

(趣旨)

第1条 この基準は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例(平成28年6月神戸市条例第3号。以下「条例」という。)第22条に規定する過料処分について、基準を定めることにより処分の公平性を保つことを目的とする。

(過料の額)

第2条 条例第22条の規定により科する過料の金額は、別表により算定するものとする。

附則

この基準は、決定の日から施行する。

別表 (第2条関係)

内容区分	過料の金額	納付者
(1) 法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損したとき	1回ごとに50,000円	法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損した者
(2) 第5条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき	1回ごとに50,000円	第5条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(3) 第14条第1項の規定による市長の命令に違反したとき	命令ごとに50,000円	第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者